額の８％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加資格又は全省庁統一資格において「物品の販売」の等級の区分「A」、「B」、「C」、「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。

⑶　物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

3　入札手続等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、証明書等の提出場所及び問い合わせ先
〒305―8687 茨城県つくば市松の里１　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所総務部管財課管財総務係　齊藤　高資
電話029―829―8197

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から平成30年２月13日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く９時から17時（12時から13時までを除く。）まで、上記３⑴の場所にて交付する。
　なお、入札関係書類の受け取り時、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。郵送による交付を希望する者は、封筒の表に「入札関係書類希望」と書き（あて先を明記し、205円切手を貼った定形外角形２号封筒、競争参加資格確認通知書の写し及び入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封）平成30年２月７日（水）までに上記３⑴の場所へ申し込むこと。

⑶　証明書等の受領期限　平成30年２月14日（水）17時00分

⑷　入札、開札の日時及び場所　平成30年２月27日（火）14時00分　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所　第３会議室

4　その他

⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す証明書等を作成し、証明書等の提出期限までに提出すること。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると所長が判断した資料を添付して競争参加資格の確認を受けて、入札書を提出した入札者であって、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Haruo Sawada, Director General, Forestry and Forest Products Research Institute

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Gas to be consumed at Forestry and Forest Products Research Institut : Contracted maximum flow rate 500㎥／h : Estimated annual consumption 1,048,000㎥

⑷　Delivery period : From 1 April 2018 through 31 March 2019

⑸　Delivery place : Forestry and Forest Products Research Institute

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for Forest Research and Management Organization.

②　have Grade A, B, C or D “sale of products” in terms of the qualification for participating in tenders by Forest Research and Management Organization or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal year, 2016, 2017 and 2018

③　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract

④　Have permission to be a General gas enterprise in accordance with Article 3 of the Gas Utility Industry Law ,have registered as a gas conduit enterprise in accordance with Article 37―7―2, Section 1 of the same law, or have registered as a big gas enterprise in accordance with Article 37―9, Section 1 of the same law.

⑺　Time-limit for proposal and certification required : 17 : 00　14 February 2018

⑻　Time-limit for tender : 14 : 00　27 February 2018

⑼　Contact point for the notice : Takashi Saitou, Maintenance Section, General Affairs Division, Forestry and Forest Products Research Institute, 1 Matsunosato Tsukuba-city Ibaraki 305―8687 Japan. TEL 029―829―8197

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月25日
契約職　国立研究開発法人土木研究所
　寒地土木研究所長　鎌田　照章

◎調達機関番号　809　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量　寒地土木研究所本庁舎で使用する電気の購入（単価契約）契約電力　587kW　年間予定使用電力量　2,921,000kWh

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　供給期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日

⑸　供給場所　国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所

⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価を記載（小数点以下を含むことができる。）すること。落札の決定は、当所が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該価格を上記の単価と併せて記載すること。
　なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度の物品・役務における（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡまたはＢ等級の資格を有し、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　当所における仕様条件を満たしている者。

⑷　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、北海道開発局から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。